

駒澤大学・駒澤短期大学同窓会神奈川西部支部

第 5 回総会

令和 8 年 6 月

令和8年度 駒澤大学同窓会神奈川西部支部第5回総会次第

令和8年6月13日
駒澤大学深沢キャンパス
司会 小林副支部長

1、開会

2、支部長挨拶

3、議長選出

4、協議事項

(1) 議題

議案第1号 令和5年度～7年度 事業活動報告、会計決算報告、会計監査報告について

議案第2号 令和8年度～10年度 事業活動計画(案)、会計予算(案)について

議案第3号 会則の改正(案)について

議案第4号 令和8年度～10年度 支部の役員・理事・監事・顧問の選任について

議案第5号 本部長候補者の推薦について

議案第6号 神奈川ブロック長候補者の推薦について

(2) その他

5、その他

6、閉会

議案第 1 号 事業活動報告

令和 5 年度 事業活動報告 神奈川西部支部

活動月	支部活動	ブロック・他支部活動	女性部活動	本部活動等
4	3日(水)令和4年度監査(海老名)	29日(土)湘南支部藤沢地区会合同地引綱(藤沢)		22日(土)全国ブロック長会議・役員推薦委員会・懇親会(東京)
5				
6		17日(土)神奈川4支部長会議(東京)		17日(土)全国支部長会・懇親会(東京)
7	15日(土)西部支部役員会(海老名)	8日(土)神奈川ブロック支部3役会議(藤沢)		
8	6日(日)総会資料準備(秦野)	26日(土)中央支部食事会		
9	16日(土)支部総会(深沢校舎)	16日(土)4支部合同懇親会(深沢校舎)		
10			13日(金)横浜地裁傍聴・食事会(横浜)	
11	18日(土)西部支部役員会(海老名) 22日(水)箱根駅伝応援案内状封入作業(平塚)	11日(土)神奈川ブロック会議(藤沢) 26日(日)全国ブロック長会議(リモート)		4日~5日(土日)ホームカミングデー
12				
1	2日(火)神奈川4支部合同箱根駅伝往路祝賀復路激励会(箱根)	3日(水)陸上競技部OB会主催慰労会 20日(土)神奈川ブロック会議(藤沢)		
2	4日(日)西部支部役員会(海老名)			22日(金)役員推薦委員会
3			神奈川ブロック女性大会	陸上部祝賀会

令和6年度 事業活動報告 神奈川西部支部

活動月	支部活動	ブロック・他支部活動	女性部活動	本部活動等
4				25日(金)全国ブロック長会議・役員推薦委員会・懇親会(東京)
5	25日(日)令和5年度監査・役員会(海老名)	4日(日)湘南支部藤沢地区会合同地引網(藤沢)		
6				21日(土)全国支部長会・懇親会(東京・欠席)
7	27日(日)役員会(海老名)			15日(火)臨時役員会(WEB)
8		10日(日)東京支部盆踊り(駒澤大学) 23日(土)中央支部食事会		22日(木)臨時本部役員会(書面)
9	5日(木)役員会・支部会費依頼書封入作業(海老名) 28日(土)役員会	1日(日)ブロック会議(藤沢) 23日(日)ブロック会議・懇親会(藤沢)		3日(火)臨時全国支部長会(書面)
10		14日(月)ブロック会議(藤沢)	30日(水)県警本部見学と食事会(横浜)	
11	10日(日)箱根駅伝応援案内状封入作業等(海老名)	24日(日)埼玉支部総会(浦和)		2日~3日(土日)ホームカミングデー 22日(金)全国ブロック長会議
12				
1	2日(木)神奈川4支部合同箱根駅伝往路祝賀復路激励会(箱根)	3日(金)陸上競技部OB会主催慰労会 20日(土)神奈川ブロック会議(藤沢)		
2	4日(日)西部支部役員会(海老名)			22日(金)役員推薦委員会
3			8日(土)第7回女性役員大会	陸上部祝賀会

令和7年度 事業活動報告 神奈川西部支部

活 動 月	支部活動	ブロック・他支部活動	本部活動等
4			25日(金)全国ブロック長会議・役員推薦委員会・懇親会(東京)
5	25日(日)令和5年度監査、#1理事会(海老名)	3日(土)湘南支部藤沢地区会合同地引網(藤沢)	
6			21日(土)全国支部長会・懇親会
7	27日(日)#2理事会(海老名)		
8		10日(日)東京支部盆踊り(駒澤大学) 23日(土)中央支部食事会 31日(日)#1ブロック会議(藤沢)	
9			
10	18日(土)#3理事会(海老名)	26日(日)#2ブロック会議(藤沢)	
11	9日(日)#4理事会 箱根駅伝応援案内状封入作業等(海老名)	30日(日)#3ブロック会議	1日~2日(土日)ホームカミングデー 21日(金)全国ブロック長会議・推薦委員会
12			
1	2日(金)神奈川4支部合同箱根駅伝往路祝賀復路激励会(箱根) 18日(日)#5理事会 流会	3日(土)陸上競技部OB会主催慰労会	
2	22日(日)#6理事会	8日(日)#4ブロック会議	
3			

令和5年度神奈川西部支部収支決算書

自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日（単位 円）

収入の部

項目	予算額	決算額	増減	適用
年会費	150,000	162,000	12,000	@3,000×54名
支部総会支援金	100,000	100,000	0	同窓会本部より
年間活動支援金	150,000	150,000	0	同窓会本部より
女性部会支援金	100,000	56,390	△43,610	同窓会本部より
行事収入	100,000	511,890	411,890	総会・女子会・箱根駅伝・本部より
寄付金収入	100,000	106,000	6,000	34名
雑収入	5	15,012	15,007	利息 県組織より
当期収入合計	700,005	1,101,292	401,287	
前期繰越金	1,319,730	1,319,730	0	
収入合計	2,019,735	2,421,022	401,287	

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	適用
支部総会関連費	150,000	62,186	△87,814	総会及び懇親会
会議費	100,000	6,436	△93,564	会場費等
行事関連費	280,000	540,787	260,787	女子会・箱根駅伝応援等
事務・消耗品費	110,000	5,084	△104,916	ゴム印、ノート等
広告宣伝費	20,000	0	△20,000	
通信費	150,000	111,552	△38,448	郵送料
旅費交通費	40,000	32,000	△8,000	1,000×延32名
印刷費	50,000	89,854	39,854	支部だより・総会資料等
振込手数料	20,000	32,614	12,614	金融機関へ
周年事業準備金	300,000	300,000	0	特別会計
雑費	40,000	0	△40,000	
当期支出合計	1,260,000	1,180,513	△79,487	
次期繰越金	759,735	1,240,509	480,774	

特別会計 周年事業準備金残高 300,000

監査報告書

駒澤大学

教育振興部（同窓会） 殿

私監査人は、駒澤大学同窓会神奈川西部支部において
2023年4月1日より、2024年3月31日までの
2023年度につき、提出された証拠書類並びに決算書に
基づき、会計監査を実施しました。

監査の結果、いずれも適正にしてかつ正確に処理されている
と認めました。

2024年4月4日

監事・大澤 隆司



監事・遠藤 謙治



令和6年度神奈川西部支部収支決算書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	決 算 額	適 用
会 費	123,000	3,000×41名
年間活動支援金	150,000	同窓会本部より
女性部会支援金	7,980	同窓会本部より
行事参加負担金	252,000	箱根駅伝応援
寄 付 金	60,000	27名
雑 収 入	78,384	貯金利息・前期損益修正益
当期収入合計	671,364	
前期繰越金	1,240,509	
合 計 額	1,911,873	

支出の部

科 目	決 算 額	適 用
会 議 費	16,510	会場費・駐車料金等
行事関連費	398,558	箱根駅伝・バス代・女子会等
事務用品費	636	封筒・ノート・のり
広告宣伝費	30,000	コマスポ
通 信 費	46,816	郵送料
交 通 費	37,000	1,000×延37名
印 刷 費	18,096	支部だより
振込手数料	13,207	金融機関へ
雑 費	0	
周年事業積立	300,000	
当期支出合計	860,823	
次期繰越金	1,051,050	

次期繰越金+周年事業積立金

$$1,051,050 + 600,000 = 1,651,050$$

駒澤大学・駒澤短期大学同窓会神奈川西部支部
支部長 大野 祐司

会計監査報告書(令和6年度分)

令和6年度駒澤大学・駒澤短期大学同窓会神奈川西部支部 会計監査内容について下記の通り
ご報告申し上げます

記

1、対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2、監査日

令和7年5月25日

3、監査内容

現金出納簿・貯金通帳等照合突合せ

(監査所見)

提出された令和6年度駒澤大学・駒澤短期大学同窓会神奈川西部支部会計 出納簿・貯金通帳等の
関係書類を監査した結果、いずれも、正確に記載並びに処理されておりましたので、適正であることを認
めます。

監事 大澤 隆司 印

監事 遠藤 謙治 印

以上

令和7年度収支決算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(収入の部)

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較象牙	適 用
会 費	150,000	225,000	75,000	3,000×75
活動支援金	150,000	150,000	0	同窓会本部より
女性部会支援金	100,000	0	△100,000	
行事収入	300,000	221,000	△79,000	箱根駅伝応援事業
寄付金	100,000	101,000	1,000	会員篤志 (28人)
周年事業準備金	600,000	0	△600,000	
雑収入	950	46,764	45,814	利息・箱根駅伝清算金
当期収入合計	1,400,950	743,764	△657,186	
前期繰越金	1,051,050	1,051,050	0	
収入合計	2,452,000	1,794,814	△657,186	

(支出の部)

科 目	予 算額	決算額	比較増減	適用
会 議 費	100,000	20,640	△79,360	会場費等
行事関連費	400,000	404,194	4,194	箱根駅伝応援事業
事務用品	110,000	2410	△107,590	文房具・朱肉
広告宣伝費	25,000	14,274	△10,726	
通 信 費	150,000	187,756	37,756	郵送料・ハガキ等
交 通 費	40,000	52,000	12,000	1,000×52
印 刷 費	50,000	41,723	△8,277	封筒印刷等
振込手数料	20,000	19,014	△986	金融機関へ
周年事業費	600,000	0	△600,000	
雑 費	40,000	0	△40,000	
当期支出合計	1,535,000	742,011	△792,989	
次期繰越金	917,000	1,052,803	135,803	

次期繰越金総額 1,052,803+特別会計 600,000=1,652,803

監 査 報 告 書

駒 澤 大 学

教育振興部（同窓会） 殿

私監査人は、駒澤大学同窓会神奈川西部支部において
2025年4月1日より、2026年3月31日までの
2025年度につき、提出された証拠書類並びに決算書に
基づき、会計監査を実施しました。

監査の結果、いずれも適正にしてかつ正確に処理されている
と認めました。

2026年4月12日

監事・大澤 隆司



監事・遠藤 謙治



議案第 2 号

令和 8 年度～10 年度神奈川西部支部 事業活動計画(案)

月	行事名	摘要
4	会計監査	会計監査
	役員会	会運営関連行事と理事会準備
	理事会	会運営・決算・予算の確認
5	春季行事	体育会春季の応援
6	支部総会	
	全国支部長会	支部長出席
	女性部会	活動方針検討
7	役員会	全国支部長会報告
8	夏季行事	他支部協力行事参加
9	秋季行事	体育会秋季の応援
10	女性部会行事	
	支部行事	名所、旧跡めぐり等
11	ホームカミングデー	駒澤校舎
	4 支部ブロック会議	箱根駅伝打ち合わせ等
	理事会	箱根駅伝打ち合わせ等
12	理事会	箱根駅伝応援・4 支部合同新年会準備 (幹事支部 神奈川北部支部)
1	箱根駅伝応援・新年会	「山のホテル」新年会
2	理事会・新年会	年度末案件と新年度事業案
3	役員会	事業報告活動と決算、予算準備

※令和 9 年度、10 年度の事業活動計画については、理事会において確認する

参考 会則第 1 章より抜粋

(名称及び所在地) 省略

(目的)

第 1 条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の興隆発展を期し、行学一如の精神に則り社会及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 2 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研修会並びに各種懇親会等の開催
- (2) 同窓会本部及び各都道府県支部との連携調整と共同事業の開催
- (3) 卒業生への就職等の支援活動
- (4) 在学生への各種支援及び協力活動
- (5) 積極的な社会貢献活動の実施
- (6) その他必要と認める事項

令和8年度 神奈川西部支部 会計予算(案)

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	摘 要
年会費収入	150,000	3,000円×50名
年間活動支援金	150,000	同窓会本部より
女性部会支援金	100,000	上限10万円 経費領収書提出
行事収入	200,000	支部行事参加費
寄付金収入	100,000	会員篤志
雑収入	950	利息
当期収入合計(A)	700,950	
前期繰越金	1,052,803	
収入合計(B)	1,753,753	

支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
会議費	200,000	役員会理事会等
行事関連費	600,000	西部支部・他支部・女性部会イベント
事務用品費・消耗品費	110,000	コピー用紙・トナーインク・払込取扱票等
広告宣伝費	25,000	コマスポ広告(5,000円増額)
通信費	200,000	郵送料、ハガキ
旅費交通費	60,000	出張、交通費
印刷費	100,000	会報、案内状
振込手数料	20,000	各種払込手数料
雑費	40,000	慶弔費含む
当期支出合計(C)	1,355,000	
次期繰越金(B)-(C)	398,753	

周年事業準備金

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
金額	300,000	300,000	0	-600,000	特別事業費
累計	300,000	600,000	600,000	0	-

令和9年度、10年度の予算(案)については、理事会において確認する

議案第3号 会則の改正について

提案理由

現行規約では、支部長の任期は3年とし、2期6年を超えて在任することはできない（第8条）とあります。しかし、次期支部長候補者の立候補もなく、理事会選出（第6条）にあたり苦慮する現状があることから、次の通り支部長の任期について、改正の提案をいたします。

改正条項は、第8条1項は、制定時の趣旨を尊重しそのままとし、第2項に新たに新規条項を追加し、現行の2項以下は、順次繰り下げるものです。

加えて第10条及び11条の理事会、役員会に関する会則中、委任による者を出席と見做す定めがないことから、その旨を10条6項、11条3項として新たに加えるものです。

（役員及び理事の選任）

第1条 役員及び理事は、会員をもって、次の方法により選出する。

- （1）支部長は、原則理事会で選出し、総会の承認を得る。ただし、それ以外の立候補者がいる場合は、その者を含め理事会で選出する
- （2）～（5）省略

（役員及び理事の任期）

第8条 支部長の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、原則2期6年を超えて在任することはできない。役員及び理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項に限らず、支部長は、立候補者がいない場合、再任を妨げず、その任期は、引き続き前項と同様とする。

3～5（省略）

（理事会）

第10条 本会に役員及び理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会事業の予算、決算その他必要な事項を審議する。
- 3 理事会は、支部長が必要と認めたときこれを招集する。
- 4 理事会の議長は支部長が当たりる。
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 6 委任の意向を示した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(役員会)

第 11 条 本会に支部長・副支部長・事務局長・会計・監事・女性部会長をもって組織する役員会を置く。ただし、必要に応じて支部長に指名された理事は、役員会への出席が認められる。

2 役員会は、理事会と同様の条件の下で、比較的日常的な課題や緊急を要する課題について審議し、本会の迅速かつ的確な運営を行う。ただし、役員会で決した事項は、次回理事会で報告し承認を得るものとする。

3 委任の意向を示した役員は、役員会に出席したものとみなす。

駒澤大学同窓会神奈川西部支部会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、駒澤大学同窓会神奈川西部支部（別称「駒澤大学神奈川西部同窓会」という。）と称し、事務局を神奈川西部支部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の興隆発展を期し、行学一如の精神に則り社会及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研修会並びに各種懇親会等の開催
- (2) 同窓会本部及び各都道府県支部との連携調整と共同事業の開催
- (3) 卒業生への就職等の支援活動
- (4) 在学生への各種支援及び協力活動
- (5) 積極的な社会貢献活動の実施
- (6) その他必要と認める事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 神奈川西部支部内に居住する駒澤大学の大学・大学院・短期大学（岩見沢・苫小牧短大含む）に在籍した者で、本会に入会手続きをした者。ただし、支部外居住者で理事会の承認を受けた者はこの限りでない。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会員の推薦により理事会で承認した者。

第3章 役員及び会議

(役員及び理事)

第5条 本会に次の役員及び理事を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 定数を定めず
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 2人以内
- (5) 女性部会長 1人
- (6) 監事 2人以内
- 2 理事 定数を定めず

(役員及び理事の選任)

第6条 役員及び理事は、会員をもって、次の方法により選出する。

- (1) 支部長は、原則理事会で選出し、総会の承認を得る。ただし、それ以外の立候補者がある場合は、その者を含め理事会で選出する。
- (2) 副支部長・事務局長・会計は支部長の推薦により理事会及び総会で承認を得て、支部長が委嘱する。
- (3) 女性部会長は、支部長の推薦により理事会及び総会で承認を得て、支部長が委嘱する。
- (4) 監事は、支部長の推薦により理事会及び総会で承認を得て、支部長が委嘱する。
- (5) 理事は、支部長の推薦により理事会及び総会の承認を得る。

(役員及び理事の職務)

第7条 役員及び理事の職務は次の通りとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、支部長より指名された副支部長が職務を代理、代行する。または支部長の特命事項を専任する。
- (3) 事務局長は、本会事務全般を統括し事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計を掌る。
- (5) 女性部会長は、女性会員を代表し事務を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計及び会務について監査し、その結果を総会に報告する。
- (7) 理事は、本会事業を推進するのに必要な企画と運営にあたる。

(役員及び理事の任期)

第8条 支部長の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、原則2期6年を超えて在任することはできない。役員及び理事の任期は3年とし、再任

を妨げない。

2 前項に限らず、支部長は、立候補者がいない場合、再任を妨げず、その任期は、引続き前項と同様とする。

3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

4 役員に欠員が生じたときは、理事会において補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、支部長が途中退任の場合は、役員はそれに準じる。

5 役員がその職を自身の事情で果たせない場合は、自ら辞職するものとする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 前項の顧問は、理事会が推薦し支部長が委嘱する。

(理事会)

第10条 本会に役員及び理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会事業の予算、決算その他必要な事項を審議する。

3 理事会は、支部長が必要と認めたときこれを招集する。

4 理事会の議長は支部長が当たりる。

5 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

6 委任の意向を示した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(役員会)

第11条 本会に支部長・副支部長・事務局長・会計・監事・女性部会長をもって組織する役員会を置く。ただし、必要に応じて支部長に指名された理事は、役員会への出席が認められる。

2 役員会は、理事会と同様の条件の下で、比較的日常的な課題や緊急を要する課題について審議し、本会の迅速かつ的確な運営を行う。ただし、役員会で決した事項は、次回理事会で報告し承認を得るものとする。

6 委任の意向を示した役員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第12条 会議の議事については、会議開催の日時及び場所並びに議決事項

及びその他の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、常に事務局に備えて置かなければならない。

第4章 最高議決機関

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関である。

(招集)

第14条 定期総会は、原則として3年に1回、支部長が招集する。

2 支部長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

(議案提出)

第15条 総会の議案は、理事会で審議を経て提出する。

(議決)

第16条 総会の議案は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、委任状提出者は出席とみなす。

(議案)

第17条 次の各号に掲げる会務は、総会において審議決定する。

- (1) 役員を選任に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 事業報告及び計画に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) 社会貢献活動に関する事項
- (6) その他必要事項

第5章 会計及び会費

(経費)

第18条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって支弁する。

(会費)

第19条 本会の会費は、年間3,000円とする。

2 賛助会員の会費も同額とする。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 地 区

(地区の設置)

第 21 条 本会は支部を地域別に分割し地区を置くことができる。ただし地区設置には理事会の承認を必要とする。支部は各地区に対して経済的支援を行うことができる。

(地区役員)

第 22 条 地区に次の役員を置く

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 地区長 | 1 人 | (2) 幹事長 | 1 人 |
| (3) 会計 | 1 人 | (4) 監査 | 1 人 |

(地区役員を選任)

第 23 条 地区役員は、理事をもって次の方法により選任する。

- (1) 地区長は、各地区の理事により推薦を受け理事会にて承認を得る。
- (2) 地区の幹事長・会計・監査は地区長より指名され理事会で承認を得る。

(地区役員の職務)

第 24 条 地区役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 地区長は、地区を代表し統括する。
- (2) 地区幹事長は、地区内の調整・実務を担当する。
- (3) 地区会計は、地区の会計を掌る。年度末の理事会で決算報告をする。
- (4) 監査は、地区の会計及び会務について監査し、その結果を理事会に報告する。

(地区役員の任期)

第 25 条 地区役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

- 2 地区役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 3 地区役員に欠員が生じたときは、第 22 条において補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、支部長または地区長が途中退任

の場合は、地区役員はそれに準じる。

第7章 その他

(会則の改廃)

第26条 本会則を改廃しようとする時は、理事会の議を経て、総会に於いて出席会員の過半数の議決を得なければならない。ただし、本会則に定めのない事項は、理事会において協議決定する。

附則 本会則は、平成26年6月20日から施行する。

附則 本会則は、令和2年総会決議日から施行する。

附則 本会則は、令和8年総会決議日から施行する。

駒澤大学同窓会神奈川西部支部会則

現行規約では、支部長の任期は3年とし、2期6年を超えて在任することはできない(第8条)とあります。
 しかし、次期支部長候補者の立候補もなく、理事会選出(第6条)にあたり苦慮する現状があることから、
 次の通り支部長の任期について、改正の提案をいたします。
 改正条項は、第8条1項は、制定時の趣旨を尊重しそのままとし、第2項に新たに新規条項を追加し、現行
 の2項以下は、順次繰り下げるものです。加えて理事会、役員会に欠席する者が委任の意向を示した時には、出席したも
 のとみなすこととするを新たに設けます
 ※改正部分は赤字とアンダーラインで表す。

現規定・新規定対照表(改正案)

【現規定】	【新規定】
(役員及び理事の任期) 第8条 支部長の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、原則2期6年を超えて在任することはできない。(以下省略)	(役員及び理事の任期) 第8条 支部長の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、原則2期6年を超えて在任することはできない。(以下省略) <u>2前項に限らず、支部長は、立候補者がいない場合、再任を妨げず、その任期は、引続き前項と同様とする。</u>
2役員は、任期(以下省略) 3役員に欠員が(以下省略) 4役員がその職(以下省略)	<u>3</u> 役員は、任期(以下省略) <u>4</u> 役員に欠員が(以下省略) <u>5</u> 役員がその職(以下省略)
(理事会) 第10条 本会に役員及び理事をもって組織する理事会を置く。 2 理事会は、総会に次ぐ(以下省略) 3 理事会は、支部長が(以下省略) 4 理事会の議長は(以下省略) 5 理事会の議決は、(以下省略)	(理事会) 第10条 本会に役員及び理事をもって組織する理事会を置く。 2 理事会は、総会に次ぐ(以下省略) 3 理事会は、支部長が(以下省略) 4 理事会の議長は(以下省略) 5 理事会の議決は、(以下省略) <u>6 委任の意向を示した理事は、理事会に出席したものとみなす。</u>
(役員会) 第11条 本会に(以下省略) 2 役員会は、(以下省略)	(役員会) 第11条 本会に(以下省略) 2 役員会は、(以下省略) <u>3 委任の意向を示した役員は、役員会に出席したものとみなす。</u>

議案4号

令和8年度～10年度支部の役員・理事・監事・顧問の選任について(案)

役員・理事・監事・顧問の体制(案)

理事			
	卒業年度	〒	住所
今福 恵美子	S45	243-0422	海老名市中新田3-29-44
大澤 隆司	S48	243-0032	厚木市恩名3-24-8
大野 祐司	S60	257-0031	秦野市曾屋682-2
大塚 毅	H17	259-1317	秦野市並木町7-4
小林 智人	H04	250-0055	小田原市久野296-5
水船 邦雄	S50	257-0013	秦野市南が丘3-4-1-6-101
山岡 裕子	H14	243-0025	厚木市上落合707

役員	
氏名	役職
大野 祐司	支部長
大澤 隆司	副支部長
小林 智人	事務局長
大塚 毅	会計
今福 恵美子	女性部会長
相原 栄治	監事
山口 貞夫	監事

顧問
氏名
相原 栄治
佐藤 旺
平田 文博

下番者 遠藤謙治、富澤浩一

※監事は理事を兼務しない

議案第 5 号

本部会長候補者推薦の件

※大石会長(現 2 期)が任期満了となることから、次期本部会長(任期令和 9 年度~11 年度)候補者について確認するものです。

本部会長候補者

(氏名)大野祐司(卒業年次及び学部学科)昭和 60 年 3 月 法学部政治学科卒

選出までのスケジュール

令和 8 年 4 月 12 日 支部役員会で確認する

令和 8 年 6 月 13 日 支部総会で提案し、神奈川ブロック会議に上程する承認を得る

令和 8 年 11 月頃 神奈川ブロック会議で候補者 1 名に絞り込む

令和 9 年 1 月 17 日~2 月 1 日の間に本部に神奈川ブロックの候補者を報告

令和 9 年 推薦委員会で候補者を 1 名選定

令和 9 年 6 月全国支部長会で承認を得る

議案第 6 号

神奈川ブロック ブロック長候補者の推薦の件

神奈川ブロック長（任期令和 8 年度～10 年度）の西部支部の候補者の氏名の確認をする。
ブロック長は神奈川 4 支部の支部長の中からブロック会議での協議を経て決定する。

ブロック長候補者

（氏名）大野祐司 （卒業年次及び学部学科） 昭和 60 年 3 月 法学部政治学科卒